

高齢者に対する虐待について

福祉総務課 指導監査係



高齢者虐待の種類について

身体的虐待	暴力的な行為により身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 例. 叩く、つねる、無理やり食事を口に入れる、身体拘束
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。 例. 怒鳴る、高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 例. キス、排せつの失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 例. 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
介護・世話の放棄・放任	介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 例. 食事や水分を十分に与えない、髪が伸び放題

高齢者に対する虐待について

令和4年度(令和4年12月末現在)

虐待・不適切なケアに係る報告・情報提供数: 18件

〈報告・情報提供内訳〉

・利用者家族	: 10件
・事業者	: 2件
・(元)従業者	: 5件
・(元)利用者	: 1件

〈事業種別内訳〉

・有料老人ホーム(サ高住含む)	4件
・介護老人福祉施設	3件
・短期入所生活介護	2件
・介護老人保健施設	2件
・認知症対応型共同生活介護	3件
・小規模多機能型居宅介護	1件
・通所介護	1件
・通所リハビリテーション	1件
・居宅介護支援	1件

上記の報告・情報提供をうけ、事業所に事実確認を行った事例もあります。

次ページからその具体的な内容や原因・背景を挙げています。

高齢者に対する虐待について

【報告・情報提供の具体的な内容】

- ・暴力や暴言があった。
- ・不適切な身体的拘束を行っていた。
- ・介護サービスの提供が適切に行われていない。
- ・利用者等の身体を不必要に触った。

など

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈運営体制によるもの〉

・虐待防止委員会または身体拘束適正化委員会の設置等、虐待防止または身体拘束適正化に係る具体的な取り組み、規定どおりの運用がなされていないかった。

⇒ 虐待防止または身体拘束適正化のための仕組みが適切か確認してください。

・虐待防止または身体拘束適正化に関する介護技術等についての研修が計画的に実施されていないかった。

または、研修の実施はあるものの、従業者個々の理解が不十分なため、実務へ活用されていないかった。

⇒ 研修の実施は必要なことですが、受講者がその内容を理解し、現場で実践できることが大切です。研修の内容が実践されているか、事業者は適時確認を行うよう努めてください。

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈運営体制によるもの〉

- ・事故報告が適切になされていなかった。
- ・事故に関する原因の解明や再発防止策の検討が不十分であった。

⇒ 利用者の心身の状態に変わったことがないか、怪我が生じた原因は何なのか、同じ事故を繰り返さないために職員で介護の方法等が共有できているか等、事故が起こった際の対応が適切か確認してください。

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈運営体制によるもの〉

・従業員のストレスケアが不十分であった。

⇒ 虐待防止に係る研修の実施だけではなく、従業員一人ひとりのストレスケアにも配慮しましょう。

また、令和3年度からは、職場におけるハラスメント防止が運営基準に規定されました。事業主は職場環境が害されることを防止するための必要な措置を講じることが求められています。

事業主はハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）から従業員を守る取り組みを進めてください。

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈職員間の連携等によるもの〉

- ・管理者と従業者のコミュニケーションが不足していた。または、情報共有ができる体制が整っていなかった。

⇒ 互いに意見交換や情報共有をスムーズに行える体制を整えてください。

- ・管理者が現場の状況を把握していなかった。

⇒ 現場の業務状況、従業者と利用者のコミュニケーション等、管理者は把握できているか、確認してください。

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈職員間の連携等によるもの〉

- ・利用者に対する処遇方針、内容等を検討する場が設けられていなかった。又は、検討した処遇方針、内容等が職員間で共有されていなかった。

⇒ 処遇方針等について職員間で共有し、利用者の個々の特性に合わせたケアの充実を図ってください。

- ・利用者の心身の状況について、異変を感知したものの、対応が取られていなかった。

⇒ 「他の職員が対応しているだろう」と確認しないままにならないように注意してください。

高齢者に対する虐待について

高齢者虐待は、**高齢者の尊厳を失わせる**重大な問題です。

日頃から職員の状況や職場環境の問題等を把握し、事業所におけるストレスを軽減し、介護の質を向上させる仕組みづくりに、事業所全体が一丸となり取り組むことが重要です。

高齢者に対する虐待について

虐待等が疑われるような事案が発生したら、
以下について速やかに対応を行ってください。

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人及び家族への説明や謝罪
- ・関係機関（長崎市）への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み

